

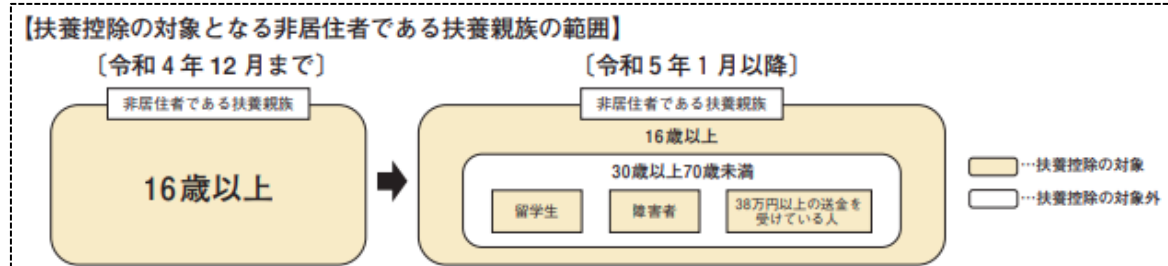
最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。日増しに寒さを感じるようになりましたが、いかがお過ごしでしょうか。いよいよ今年も残すところわずかとなり、年末調整の時期となりました。今回のかわら版では、年末調整についての留意点をまとめましたので、是非お役立てください。

令和 5 年 (2023 年) 年末調整 留意点

◎扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族の範囲の見直し

令和 5 年 1 月から、扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族は、次に掲げる人とされました。



年末調整において、扶養控除の適用を受けようとする非居住者である扶養親族が上記に該当する場合には、次の表のとおり、その扶養親族に係る確認書類を、給与の支払者に提出、又は提示する必要があります。

【扶養控除に係る確認書類】

| 非居住者である扶養親族の年齢等の区分 | 扶養控除等申告書の提出時に必要な書類 | 年末調整時に必要な書類 | |
|------------------------|--|-------------|-------------|
| 16 歳以上 30 歳未満又は 70 歳以上 | 「親族関係書類」 | 「送金関係書類」 | |
| 30 歳以上 70 歳未満 | ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人 | 「送金関係書類」 | |
| | ② 障害者 | 「親族関係書類」 | 「送金関係書類」 |
| | ③ 所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている人 | 「親族関係書類」 | 「38 万円送金書類」 |
| (上記①～③以外の者) | (扶養控除の対象外) | | |

◎住宅ローン控除の控除率等の変更

住宅ローン控除は、2022 年に控除率が 1% から 0.7% へ引き下げられたため、2023 年の年末調整から 1% の控除適用者に加え 0.7% の控除適用者が登場することになります。

◎扶養控除申告書（住民税に関する事項）に「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」「寡婦又はひとり親」欄の追加

「令和 5 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」から「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄と「寡婦又はひとり親」欄が追加されています。

例年税務署から送付されておりました「年末調整のしかた」等冊子の送付はされませんので詳細については国税庁 HP (<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2023/01.htm>) をご確認ください。

※納付期限について

源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限は次の通りです。

- ・納期の特例の承認を受けていない場合・・・令和 6 年 1 月 10 日（水）
- ・納期の特例の承認を受けている場合・・・令和 6 年 1 月 22 日（月）

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350